

現場説明書

1. 工事番号 7-都計修-02
工事名 都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事
 2. 工事場所 仙台市青葉区錦町一丁目3番9
 3. 現場説明事項
 - (1) 工事期間 契約日の翌日 ～ 令和8年2月28日
 - (2) 支払い条件
 - ①前払金 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する
会社の保証により40%以内
 - ②完成払い

※ 前払金・完成払いの振込手数料は請負者負担。

 - (3) 質疑・回答
 - ①質疑 令和7年11月20日(木)11時までに書面にて提出のこと。
 - ②回答 令和7年11月21日(金)11時までにホームページ内で回答する。
問合せ：総務課 経営戦略班 FAX：022-261-0831
Mail：keiei@miyagi-jk.or.jp- 4. その他 詳細は別紙設計図書による

工事の概要

1. 工事概要

工事名称 7-都計修-02
都市機構仙台北記丁市街地住宅鉄部等塗装工事

工事場所 仙台市青葉区錦町一丁目3番9

工事期間 契約日の翌日 から 令和8年 2月28日まで

工事概要 鉄部等塗装改修工事

2. 工事仕様

本工事は、設計図書によるほか、

- ・保全工事共通仕様書（令和5年版）（UR都市機構）
- ・機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集（令和5年版）（UR都市機構）
- ・保全工事マニュアル（UR都市機構）
- ・公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・公共建築工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（令和7年度版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- ・建築改修工事監理指針（令和7年度版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）

による。

3. 厳守事項

本工事に起因する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律137号、改正平成12年6月2日）、並びに関係法令等に基づき場外搬出のうえ適切に処分しマニフェストを提出すること。

本工事施工の際に発生した廃棄物（コンクリート及びアスファルト等）は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（平成12年法律第104号、平成14年5月30日施行）、並びに関係法令等に基づき、分別解体及び建築資材廃棄物の再資源化等の促進に努めること。

また施工の際は、事前に計画書を作成し監督員に提出すること。

本工事で発生する建設廃棄物のうち、宮城県内の最終処分場（中間処理施設を含む）に搬入される産業廃棄物については、宮城県の産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。

本工事では、宮城県の産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要となった場合は変更設計により計上することとする。

4. 記録、報告等

工事記録等は、次の事項について作成し、監督員に提出すること。

① 契約書（写）	1部
② 監督員決定通知書	1部
③ 現場代理人・主任技術者届	1部
④ 実施工程表	1部
⑤ 施工計画書	1部
⑥ 質疑応答書	1部
⑦ 下請負人及び材料業者一覧表	1部
⑧ 使用材料報告書	2部
⑨ 各種試験成績書	2部
⑩ 工事日報	1部
⑪ 工事写真（材料・工具類・各工程・完成）	1部
⑫ 完成図面	1部
⑬ 発生材処理報告書（産業廃棄物等関係書類）	1部

5. 支払い方法

・前払い金 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する会社の保証により40%以内

・完成払い 完成検査合格、引渡し後

※前払い金及び完成払いの支払いの際に発生する銀行振り込み手数料は、請負者負担とする。

6. その他

本工事は、宮城県住宅供給公社建設工事執行要領により契約・施工し、疑義が生じた場合は監督員と協議の上実施するものとする。

7－都計修－02

都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事

図面番号	図面リスト	縮 尺
A－01	特記仕様書 - 1	—
A－02	特記仕様書 - 2	—
A－03	特記仕様書 - 3	—
A－04	特記仕様書 - 4	—
A－05	特記仕様書 - 5	—
A－06	特記仕様書 - 6	—
A－07	特記仕様書 - 7	—
A－08	特記仕様書 - 8	—
A－09	案内図・配置図	—
A－10	塗装箇所一覧表	—
A－11	1階平面図	1/200
A－12	2～3階平面図	1/200
A－13	4～11階平面図	1/200
A－14	屋上平面図	1/200
A－15	東・北立面図	1/300
A－16	西・南立面図	1/300
A－17	各部詳細図	1/20・1/30

《 特 記 仕 様 書 》

1. 工事概要

工事番号 7－都計修－02
工事名称 都市機構仙台北記丁市街地住宅鉄部等塗装工事
工事場所 仙台市青葉区錦町一丁目3番9
工事種別 ・新築 ・増築 ・改築 ○改修 ・用途変更
工事概要 共用部および専有部分の鉄部塗装改修
・住戸専有部分鉄部 149戸
・共用部分鉄部 一式

工事期間 契約日の翌日から ～ 令和8年2月28日

その他 ・住戸専有部の施行にあたり、速やかに対象住戸に対して、工事案内書の配布・玄関扉等の施工についての意向確認をを行うこと。
・本工事に係る個人情報、本工事以外に使用してはならない。
・玄関扉やメーターボックスは全数の施工を見込むが、居住者の事により施工が出来なかった箇所は数量減として変更する。

2. 工事仕様

本工事は、本設計図書による他、

- ・保全工事共通仕様書（令和5年版）（UR都市機構）
 - ・機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集（令和5年版）（UR都市機構）
 - ・保全工事マニュアル（UR都市機構）
 - ・公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）（公共住宅事業者等連絡協議会）
 - ・公共建築工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房長官営繕部監修）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房長官営繕部監修）
 - ・建築工事監理指針（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・建築改修工事監理指針（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- による。

総則編 <保全工事共通仕様書抜粋>

1 章
一般共通事項

1 節 一般事項

1.1.1
適用範囲

- 1 本仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の保全工事に適用する。ただし、土木・造園編については、「基盤整備工事共通仕様書」による。
- 2 本仕様書の総則編は、建築編、機械編及び電気編の各編と併せて適用する。
- 3 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者等の責任において厳正に履行する。

1.1.2
関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。

1.1.3
設計図書の適用

- 1 すべての設計図書は、相互に補完する。
- 2 設計図書の優先順位は、(1) から (12) までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、総則編1.1.5（疑義に対する協議等）による。
 - (1) 追加説明事項及び質疑応答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通設計図以外の設計図
 - (5) 共通設計図（各種詳細図面）
 - (6) 保全工事共通仕様書
 - (7) 機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集
 - (8) 都市再生機構工事特記基準
 - (9) 機材の品質判定基準
 - (10) 基盤整備工事共通仕様書
 - (11) 公共住宅建設工事共通仕様書（以下「公住仕」という。）
 - (12) 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（以下「機材の品質・性能基準」という。）

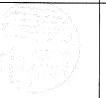
1.1.4
用語の定義

- 1 本仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「監督員」とは、工事請負契約書（以下「契約書」という）に規定する者で、受注者等に通知された総括監督員、副総括監督員、主任監督員及び監督係員を総称していう。
 - (2) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
 - (3) 「検査員」とは、契約書の規定に基づき、工事の完成等を確認するための検査を行う者をいう。
 - (4) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対して、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
 - (5) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対して、工事の施工上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
 - (6) 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
 - (7) 「監督員の検査」とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者等より提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
 - (8) 「監督員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。

1.1.5
疑義に対する協議等

- (9) 「監督員へ報告」とは、受注者等が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- (10) 「監督員へ提出」とは、受注者等が監督員に対して、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (11) 「監督員へ提示」とは、受注者等が監督員に対して、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (12) 「監督員の確認」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、監督員が立会い又は受注者等より提出された資料に基づき、設計図書との適合を判断することをいう。
- (13) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び施工体制について具体化したものをいう。
- (14) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実施するために行う管理の項目、方法等をいう。
- (15) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払いの請求に係わる出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者が行う検査をいう。
- (16) 「特記」とは、総則編1.1.3（設計図書の適用）の2(1) から (5) までの設計図書において指定された事項をいう。
- (17) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文章をいう。
- (18) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (19) 「施工図等」とは、施工図、原寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。
- (20) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
- (21) 「JIS」とは、「工業標準化法」（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格をいう。
- (22) 「JAS」とは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格をいう。
- (23) 「JASS」とは、一般社団法人日本建築学会が定めた「建築工事標準仕様書」をいう。
- (24) 「第三者機関」とは、公的試験機関（国、公立又は公益法人の試験所）その他これらと同等として発注者の承諾を得た試験所をいう。
- (25) 「給水施設」とは、水道施設のうち専用水道施設、簡易水道施設、小規模受水槽施設、水道用直結加圧形ポンプユニットによる給水装置及びその敷地（フェンス等で囲われた部分）をいう。

- 1 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合及び現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合、監督員と協議する。
- 2 1の協議を行った結果設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約書の規定による。
- 3 1の協議を行った結果設計図書の訂正又は変更に至らない事項については、協議の結果を記録し、監督員へ提出する。

	宮城県住宅供給公社	一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日			保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工 事 名 称	全 葉	図面 No
			R7.10						都市機構仙台北記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	18	
									図 面 名 称 特記仕様書－1	－	

総則編　＜保全工事共通仕様書抜粋＞												
第 1 章 一般共通事項 1 節　一般事項 1.1.6 軽微な変更 1.1.7 工事の障害に係わる事項 1.1.8 工期の変更に係る資料の提出 1.1.9 技術者名簿の提出 1.1.10 施工体制台帳の提出 1.1.11 工事実績情報の登録 1.1.12 提出書類の書式 1.1.13 設計図書等の取扱い	1 施工上の納まり又は取り合いの関係で、材料、寸法、取付け位置及び取付け工法等についての軽微な変更は、監督員と協議する。 2 協議の結果は記録し、監督員へ提出する。 工事の施工中に次の (1) ～ (5) までのいずれかに該当する場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。 (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (4) 第三者又は、工事関係者の安全を確保する場合 (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合 1 契約書の規定に基づく工期の変更にについての発注者との協議に当たり協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を契約書に定める協議開始の日までに監督員に提出し、協議する。 1 「建設業法」（昭和24年法律第100号）に基づき監理技術者を配置する場合は、当該工事に必要な資格を有する者とし、資格証明書の写し及び講習会の修了証の写しを監督員に提出する。 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、「建設業法」（昭和24年法律第100号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に従って行うとともに、写しを監督員へ提出する。 1 工事実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日等は含まない。 (1) 工事受注時契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時工事完成後10日以内 なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。 2 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録された事を証明する資料の提出を省略できるものとする。 1 監督員に対し、書面を提出する場合は、定められた書式（提出部数を含む。）により行う。ただし、定めのない場合は、監督員が指示する書式による。 2 保共仕において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。 1 設計図書及び設計図書において適用が特記された図書を整備する。	1.1.14 別契約の関連工事 1.1.15 特許権等 1.1.16 埋蔵物等 1.1.17 所轄住宅管理センター等との協議 1.1.18 電気主任技術者との協議 1.1.19 給水施設の管理者との協議 1.1.20 居住者への周知徹底	2 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、これらの図書が市販されている場合又はあらかじめ監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。 別契約の施工上密接に関連する工事については、その工程及び施工に関して監督員の調整に協力し、当該工事関係者と協力して工事全体の円滑な進捗に努める。 1 工事の施工上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これらに間する特許権等を出願しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議する。 2 特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関した費用負担を契約書の規定に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議する。 1 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。 2 工事の施工に当たり、有害物質を発見した場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。 工事の着工に先立ち、次の事項については、監督員の指示により所轄住まいセンター等と協議を行う。 (1) 総則編1.1.20（居住者への周知徹底）に関すること。 (2) 総則編3節（仮設物その他）に関すること。 (3) 総則編1.4.2（施工計画書等）に関すること。 工事の着手に先立ち、電気事業法に基づく主任技術者（以下「電気主任技術者という」。）がが管理する自家用電気工作物及びこれらに関連する工事に該当するかを調査し、該当する場合は当該施設の電気主任技術者と必要な事項について協議を行い、工事計画書等、電気主任技術者が保安のために指示する書類を作成したうえ、電気主任技術者に提出し、承諾を受ける。 給水施設に係わる工事は、当該工事の着工に先立ち、給水施設の管理者（専用水道施設にあっては「水道法」に定める水道技術管理者）と施設の維持管理に必要な事項について協議を行い、工事計画書等、指示する書類を提出し、承諾を受ける。 1 工事の着工に先立ち、工事名称、工事内容、注意事項、工事期間、受注者名、現場代理人名及び連絡先等を記載した文章を、監督員と協議のうえ、所轄の住まいセンター等の指定する箇所の確認印を押印したものを掲示する。また、工事内容、工事期間等に大幅な変更のある場合は、あらかじめ変更の掲示を行う。なお、掲示文書類は、工事が完了した後、速やかに取外し処分する。 2 工事の施工にあたり、停電、断水又はテレビ電波の停波、電話及びインターネット等の通信サービス停止（以下「停波等」という。）を伴う場合は、あらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ配布等の方法により周知し、支障のないよう十分注意する。 3 工事の施工にあたり、騒音又は振動を伴う場合は、監督員と協議のうえ、あらかじめ影響を及ぼすおそれがある住戸にチラシ等で周知し、支障のないよう十分注意する。 4 住戸専用部分に係る工事を行う場合は、当該住戸に対し、事前にチラシ等を配布して工事内容等を連絡し、更に具体的な施工日をチラシ等の文書により必ず通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速かに当該住戸に連絡を行う。 5 特記なき限り、居住者の財産物の移動は、居住者の負担により行うよう事前に連絡する。 6 工事用車両は、工事に関する車両である旨の明示を行う。	1.1.21 腕章着用等 1.1.22 官公署等への手続き 1.1.24 SI単位 1.1.25 調査、試験に対する協力 1.1.26 給水施設の立ち入り 1.1.27 電気室等の立ち入り 2 節　施工管理 1.2.1 施工管理 1.2.2 工事現場の管理	7 階段や通路で工事を行う場合は、転倒事故の防止策として、利用者の目につきやすい場所に注意喚起の表示をする。 工事に従事する者は、腕章又は受注者名が記入された工事中用ベスト（住戸内にあっては、腕章又は工事中用ベストのほか、会社名及び氏名を記載した名札）等の身分を明らかにするものを着用するとともに、服装及び言動等に注意を払う。 1 工事の着手、施工、完成にあたり、受注者等の行うべき関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は、関係法令等の定めるところにより、遅滞なく届出等を行う。 2 1 に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告する。また、届出手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員へ提出する。 3 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査がある場合は、その検査に必要な機材、労務等を提供する。 4 官公署等との届出手続等において、工事に係る条件の変更又はその恐れを生じたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告する。 監督員へ提出又は報告する書面及びその他の資料に使用する単位は、計量法に基づく国際単位系を使用する。 1 発注者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力する。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者等に通知する。 2 工事現場において独自の調査、試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督員へ説明し、承諾を得る。また、受注者等が調査、試験等の成果を発表する場合は、事前に発注者に説明し、承諾を得る。 1 給水施設に工事又は維持管理等を目的として立ち入る者は、事前に給水施設の管理者等の許可を得る。 2 給水施設へ立ち入る工事関係者は、事前に「水道法」第21条及び同法施行規則第16条に規定する健康診断を受診し、適合の証明書を給水施設の管理者等へ提出する。 1 自家用電気工作物が設置された施設へ立ち入る者は、事前に当該施設を管理する電気主任技術者の許可を得る。 1 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を適切に行う。 2 工事の施工に携わる下請負人に工事関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。 1 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、常に工程表と実施工程とを照合し、工事の進捗に留意するほか、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）その他関係法令に従って工事現場を良好に管理する。 2 各種仮設設備は、関係法令に従い安全上、衛生上支障のないように設置する。 3 工事現場は、場内の安全確保及び第三者への危険防止のため、諸材料その他の整理及び清掃、風紀の取り締まり、衛生に常に注意し、火災及び盗難の予防ならびに事故等の対処について、十分な措置をとる。 4 共用部分の鍵を使用する場合は、所轄の住まいセンター等々に「借用書」を提出する。 5 空家工事の場合は、作業終了後、毎日、当該住戸の施錠の確認を行う。この場合、使用する鍵は空家工事専用の鍵とする。 6 自家用電気工作物の構内において工事を行う場合は、電気主任技術者の指示によるものとする。							

1 章

一般共通事項

2 節 施工管理

1.2.3 施工管理技術者等

- 1 施工管理技術者等は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。
- 2 施工管理技術者等は、当該工事に必要な能力を有する者とし、資格又は能力を証明する資料を監督員に提出する。
- 3 施工管理技術者等は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う他、事故の防止に努める。

1.2.4 施工中の安全確保

- 1 「建築基準法」、「労働安全衛生法」その他関係法令等に定めるところによる他、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け 建設省経建発第1号）に従うとともに、「建築工事安全施工技术指針」（平成22年5月31日付け 国営整48号）、「土木工事安全施工技术指針」（平成13年3月29日付け 建設省大臣官房技調発第77号）及び「建設機械施工安全技术」（平成6年11月1日付け 建設省経機発第180号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施行に伴う災害及び事故の防止に努める。
- 2 豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報及び警報等に常に注意を払い、災害の予防に努めると同時に、常にこれに対処できる防災体制を整える。
- 3 豪雨、強風等の被害を最小限にとどめるよう、必要に応じて現場作業を休止し、養生等を実施する。
- 4 仮設排水は次によるものとし、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。
 - (1) 排水位置等、所轄の住まいセンター等と協議する。
 - (2) 塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路（雨水管、側溝等）に流出させてはならない。
 - (3) 既設の排水管（污水管）に排水する場合は、当該下水道管理者（区（出先事務所を含む）又は市の下水道担当部署）と協議する。
- 5 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防火シートを設ける等の火災防止措置をする。
- 6 工事現場からの落下物又は飛散物によって、工事現場の外内に危害を及ぼすおそれがある場合は、関係法令に従って防護金網、防護欄等を設け、落下物等による危険の予防措置をする。
- 7 工事のために使用する搬入路及び搬出路は監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理（路面の保持、清掃及び道路付帯排水設備の清掃、浚渫の実施をいう。）を行うとともに、特に第三者に損害を与えないように注意する。また、搬入路及び搬出路に損傷を与えた場合には、遅滞なく監督員へ報告するとともに、速やかに復旧を行う。
- 8 工事に起因する土砂等の搬入、搬出を行う際は、路上等に散乱しないよう、荷台にシートを掛ける等の処置を施す。
- 9 工事用車両の積載については「過積載よる違法行為に防止策について（平成6年4月20日付け 建設省経建発第117の3号）」に基づき防止対策を講ずる。
- 10 団地内道路、公園等で工事を行う場合は、特に子供歩行又は夜間の歩行等に支障のないように仮囲い、点滅灯等の処置を施す。
- 11 工事用車両等の団地内走行及び材料の積下ろし時には安全に注意する。特にアプローチ道路、公園近辺等子供の飛び出しが予想される場所での走行については、十分注意する。
- 12 材料置場、工事箇所等の危険な場所は、仮囲い等の処置を施す。
- 13 住戸内の工事に伴う材料の荷上げ、廃材の撤去は、バルコニー及び階段室の手すり越しに行ってはならない。なお、やむを得ず行う場合は監督員と協議する。
- 14 足場設置期間中の安全対策は次によるものとし、子供等が侵入しない措置をとる。

- 15 給排気筒等ガス燃焼機器類の取扱いは次によるものとし、ガス器具の不完全燃焼防止の対策を講じる。
 - (1) 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類は、養生等で塞いではならない。
 - (2) 作業中に給排気筒に付いた汚れは速やかに除去する。
- 16 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員へ報告する。
 - (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。
 - (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、遅滞なくその内容について監督員と協議し、速やかに適切な処置をとり、書面をもってその経緯を報告する。

①「建築基準法」、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」「環境基本法」（平成5年法律第91号）、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）、「大気汚染防止法」（昭和47年法律第130号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和47年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成14年法律第53号）」

その他関係法令等に定めるところによる他、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年12月12付け建設省経建発第3号）及び「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日付け建設大臣官房技術審議官通達）に従い、工事の施工の各段階において、騒音振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。

- 1 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。

- 1.4.2
施工計画書等

1 工事着手前に工事内容を十分検討し、次の事項について施工計画書等を作成のうえ、監督員へ提出する。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 工事概要（工期、工事規模、工事施工体制、工事管理体制等）
- (2) 工程計画（実施工程表、作業数量、日数等）

	宮城県住宅供給公社 一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日			保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工 事 名 称	全 葉 1 8	図面 No A - 0 3
		R7. 10				都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事				
						図 面 名 称	Scale	特記仕様書 - 3		

総則編　＜保全工事共通仕様書抜粋＞	
1章 一般共通事項 8節　記録 1.8.1 工事写真 1.8.2 工事の進捗 1.8.3 工事報告 1.8.4 材料業者一覧表 1.8.5 完成図等	資料編「保全工事写真撮影要領」に基づき工事写真を撮影し、内容等必要事項を記入のうえ、監督員へ提出する。 監督員の指示がある場合は、工事の進捗に関する資料を作成し、監督員へ提出する。 材料の搬入、搬出等について監督員の指示がある場合は、必要な書類を作成し、監督員へ提出する。 工事完成後、各工事種別ごとに材料業者一覧表及び使用材料報告書を監督員へ提出する。 工事完成後、完成図等を特記により作成し、監督員へ提出する。なお、完成図等の範囲は特記による。

建築編　＜保全工事共通仕様書抜粋＞	
1章 一般共通事項 1節　一般事項 1.1.1 適用範囲 8章 塗装工事 1節　一般事項 8.1.1 適用範囲 8.1.2 一般事項	本編は、建築に係る保全工事に適用する。 本章は、建物内外部のコンクリート、モルタル、木部、金属、ボード類及び外装仕上り塗装に適用する。 1　本章に使用する機材の品質等は、特記による他、総則編1.5.3（機材の品質等）による。 2　室内において使用する機材は、特記なき限り、JIS及びJASに定められたホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆又はホルムアピデヒドを発生しない機材とし、監督員の確認をうける。 3　材料は、使用予定数量、搬入数量及び使用済み数量を照合確認する。 4　塗装の修繕区分と適用仕様は、8.1.1表（その1）、8.1.1表（その2）及び8.1.2表による。

8.1.1表（その1）　塗装の修繕区分と適用仕様 （鉄鋼面又は木部等）					
改修仕上の種類	記号	塗装面		適用部位	適用仕様
		鉄鋼面、亜鉛めっき鋼面	木部、合板面		
合成樹脂調合 調合ペイント JIS K 5516	S-SOP	○	－	屋内外工作物等（遊戯施設、金網柵、自転車置場等）	8.2.3
	W-SOP	－	○	屋内外工作物等	8.3.2
弱溶剤系 2液形ポリウレタンエナメル	S-LS-2UE	○	－	屋外工作物等（遊戯施設、金網柵、自転車置場等）	8.2.4
錆止め兼用 ウレタン樹脂 ペイント	S-UE	○	－	手すり（バルコニー、窓、屋上等）、住戸内設備配管、住棟外回り鉄部、住棟外廻り建具等	8.2.5
	W-UE	－	○	バルコニー物置扉等	8.3.3
オイルステイン	W-OS	－	○	フローリング等	8.3.5
オイルステイン ワックス	W-OSW	－	○	フローリング等	8.3.6
ウレタン樹脂 ワニス	W-UC	－	○	フローリング等	8.3.7
クリヤーラッカー － JIS K 5531	W-CL	－	○	水掛け部分等	8.3.8
有光沢フレックスエマルション ペイント	W-FEP- II	－	○	室内の廻り縁等木部、木製建具	8.3.9
有光沢フレックスエマルション ペイント	S-EP-G	○	－	屋内の水掛け部分以外	8.2.6
つや有合成樹脂エマルションペイント JIS K5660	W-EP-G	－	○	室内の廻り縁等木部、木製建具	8.3.4
（注）改修仕上の塗装材は、既存仕上り面の付着等に適したものとする。					
本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 希釈率　：　使用する塗料に対するうすめ液の質量比をいう。 塗付け量　：　被塗面の単位面積に付着すべき塗料のうすめる前の原塗料の標準量をいう。 工程間隔　：　標準的施工条件（温度約23±2℃、湿度約50±5％）のとき、次の工程に移るまでの最少時間をいう。 記号の凡例 （例） W－SOP－A S－SOP－A EP－II－A 塗工程の種類 塗料の略号 下地の区分 W:木部、合板面 S:鉄鋼面					

8.1.4 材料一般 8.1.5 施工一般	1　下塗り、中塗り及び上塗りの各塗料は、同一製造所の製品とし、上塗り用の塗料は、原則として、指定された色及びつやを製造所において調合する。ただし、少量の場合は、同一製造所の塗料を用いて現場調色とすることができる。 2　塗料の製造所名、品名、数量のほか、有効期間又は有効期限を確認する。なお、有効期間内又は有効期限内であっても、異常が認められた場合は使用しない。 3　塗料は、原則として、調合された塗料をそのまま使用する。ただし、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、塗装に適するように、製造所の指定する希釈率の範囲内で調整することができる。 4　施工上必要な各種の材料見本品又は仕上り見本品の提出は、総則編1.5.5（見本品等の提出）による。なお、模様やつや及び塗付け量や塗り厚については、仕上色の決定後、試験塗装にて確認を行う。 5　材料の選定等については、総則編1.5.1（環境への配慮）の環境への配慮を十分行う。また、空家修繕工事等においては塗装後の養生期間を十分とる等の配慮をする。 1　研磨紙ずり 付着物等の清掃及びパテ、下塗り、中塗り等の研磨紙ずりが必要な場合は、P120からP280までの研磨紙を用いてみがく。 2　パテかい、パテしごき等 （1）　穴埋め：深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテ等をヘラ又はこてで押し込み埋める。 （2）　パテかい：面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分に、パテをヘラ又はこてで薄く付ける。 （3）　パテしごき：（1）及び（2）の工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテを全面にヘラ付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現われるまで十分にしごき取る。 （4）　パテ付け（下地パテ付け）：パテかい、研磨紙ずりののち、表面が平らになるまで全面にパテを塗付け、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返す。 3　塗り工法 （1）　塗装は、塗料の乾燥期間（工程間隔時間）内に次の工程に移ってはならない。 （2）　不透明塗料塗りを行う場合は、特記なき限り、工程毎に異なった色によって塗り分ける。ただし、錆止め塗料塗りはこの限りでない。 （3）　各種材料の素地ごしらは、上塗り材の性能及び耐久性を損わない材料並びに工法で下地処理を行う。 4　各工程完了時 次の工程が完了した場合は、原則として、監督員の確認を受けてから次の工程に移る。 （1）　下地処理及び素地押え完了時 （2）　下塗り又は錆止め塗料塗り完了時 （3）　中塗り完了時 5　施工管理 （1）　塗装面、その周辺、床等に汚損を与えないように注意し、必要に応じて、あらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行う。 （2）　工場塗装を行ったものは、工事現場搬入後に、損傷のある箇所を直ちに補修する。 （3）　塗装場所の気温が5℃以下、湿度が85％以上又は換気が十分でなく結露する等、塗料の乾燥には不適当な場合は、原則として、塗装を行ってはならない。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気等を行う。 （4）　外部の塗装は、降雨のおそれがある場合及び強風時には、原則として行ってはならない。 （5）　塗装を行う場所は、有機溶剤中毒予防規則に基づき換気を行い、溶剤による中毒を起こさないようにする。 （6）　火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにする。また、塗料を拭き取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火のおそれがあるものは、作業終了後、速やかに処置する。
--	---

	宮城県住宅供給公社　一級建築士事務所 登録番号　宮城県知事登録第　25410167　号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話　022-264-0605 FAX　022-262-0339	設計年月日				保全課長	課長補佐 （総括担当）	設計者	工　事　名　称	全　葉	図面　No
		R7. 10							都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	18	A－05
									図　面　名　称 特記仕様書－5		

建築編　＜保全工事共通仕様書抜粋＞

8 章
塗装工事

2 節　鉄鋼面及び
亜鉛めっき
鋼面塗装

8.2.1
鉄鋼面及び亜鉛め
っき鋼面の下地処
理

鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面のケレン種別は、8.2.1表により、適用は特記による。

8.2.1表　鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面のケレン種別

ケレン種別（注）		処理方法
2種ケレン	錆及び既存塗膜の全面除去	錆及び既存塗膜を、トンカチ、細ノミ、鋏力キ、スクレーパー、ワイヤーブラシ、研磨紙、電動工具等により除去し、全面に鉄はだを露出させる。油類は溶剤ぶきとする。
3種ケレン	塗膜落し、汚れ及び付着物の除去	発錆部は、2種ケレンを施し、既存塗膜中、活膜は残し、汚れ及び付着物は、施工範囲全面にワイヤーブラシや研磨紙等を用いて除去する。油類は溶剤ぶきとする。
4種ケレン	汚れ、粉化物、付着物の除	汚れ、粉化物、付着物は、全面にワイヤーブラシや研磨紙等を用いて、除去する。油類は溶剤ぶきとする。

（注）1　3種及び4種ケレンにおいて、建具開閉に支障をきたす部分は、2種ケレンを施す。
2　パテかいを必要とする場合は、不飽和ポリエステルパテ（JASS18 M-110）を用いる。

- 1 適用範囲
本校は、合成樹脂調合ペイントを用いて、屋外又は屋内の鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面を塗装する工事に適用する。
- 2 塗り工程及び塗付け量等
- (1)　鉄鋼面の塗り工程及び亜鉛めっき鋼面で既存塗膜がすべて残っている場合の塗り工程は8.2.3表、塗付け量は8.2.4表により、種別は特記による。特記なき限り、8.2.3表の下塗り材の種別は、屋外はA種、屋内はB種とする。
- (2)　亜鉛めっき鋼面の塗り工程は8.2.4表、塗付け量等は8.2.5表により、種別は特記による。

8.2.3表　S-SOP の工程（鉄鋼面）

工　程	種　別（○印は、適用する工程）					
	S-SOP-A	S-SOP-B	S-SOP-C-1	S-SOP-C-2	S-SOP-D	S-SOP-E
1　下地処理 （8.2.1表）	2 種 ケレン	3 種 ケレン				4 種 ケレン
2　下塗り1回目 （錆止め塗料塗り）	○	○	タッチ アップ	タッチ アップ	タッチ アップ	－
3　下塗り2回目 （同上）	○	－	－	－	－	－
4　中塗り	○	○	○	タッチ アップ	－	－
5　上塗り	○	○	○	○	○	○

（注）パテかいを必要とする場合、外部は油性系下地塗料、屋内は合成樹脂エマルジョンパテ（JIS K 5669）の耐水形薄付け用を用いる。

8.2.4表　S-SOP の塗付け量等（鉄鋼面）

工 程	種別	塗料その他			希 釈 剤	希 釈 率 (%)	塗付け量 (kg/㎡)	工程間 隔時間	適用
		規格 番号	塗料名称	規格 種別 (注)1					
下塗り1回目 (錆止め塗料塗り)	A 種	JIS K 5674	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1種	塗料用シンナー	0～5	0.12 ～0.14	24時間以上	屋外
	B 種	JASS18 M-111	水系さび止めペイント	－	水	0～10	0.11以上	24時間以上	屋内
		JIS K 5674	鉛・クロムフリーさび止めペイント	2種		0～5	0.11以上	24時間以上	
	下塗り2回目 (錆止め塗料塗り)	下塗り1回目に同じ。							
中塗り	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	1種	塗料用シンナー	0～5	0.11 ～0.13	24時間以上		
上塗り	中塗りに同じ。						0.09 ～0.11	－	

（注）1　規格種別に1種、2種の別がある場合は、1回目を1種とする。
2　工場において下塗り1回目を施工した後、現場へ製品を搬入した場合は、下塗り1回目までを省略する。ただし、傷等がある場合には下塗り1回目によりタッチアップした後、下塗り2回目、中塗り及び上塗りを施工する。
3　鋼製建具等で工場において下塗り2回目を施工した後、現場へ製品を搬入した場合は、下地処理、下塗り1回目及び下塗り2回目を省略する。ただし、傷その他の補修箇所がある場合には、下塗り1回目によりタッチアップした後、中塗り及び上塗りを施工する。

8.2.5表　S-SOP の工程（亜鉛めっき鋼面）

工　程	種　別（○印は、適用する工程）					
	S-SOP-A	S-SOP-B	S-SOP-C-1	S-SOP-C-2	S-SOP-D	S-SOP-E
1　下地処理 （8.2.1表）	2 種 ケレン	3 種 ケレン				4 種 ケレン
2　下塗り1回目（注）2 （錆止め塗料塗り）	○	○	タッチ アップ	タッチ アップ	タッチ アップ	－
3　下塗り2回目 （同上）（注）2,3	○	－	－	－	－	－
4　中塗り	○	○	○	タッチ アップ	－	－
5　上塗り	○	○	○	○	○	○

（注）1　S-SOP-Aにおいて素地面の亜鉛めっき鋼面が健全な場合は、工程3を省略する。

8.2.6表　S-SOP の塗付け量等（亜鉛めっき鋼面）

工 程	種別	塗料その他			希 釈 剤	希 釈 率 (%)	塗付け量 (kg/m ²)	工程間 隔時間
		規格 番号	塗 料 名 称	規格 種別				
下塗り1回目 (錆止め塗料塗り)	A 種	JPMS28	一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	－	専用シンナー	製造所の指定による	0.10以上	24時間以上
	B 種	JASS18 M109	変性エポキシ樹脂プライマーおよび弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー	－	専用シンナー又は塗料用シンナー	0～10	0.14～0.18	24時間以上
下塗り2回目 (錆止め塗料塗り)	下塗り1回目に同じ。							
中塗り	JIS K 5516	合成樹脂調合ペイント	1種	塗料用シンナー	0～10	0.11～0.13	24時間以上	
上塗り	中塗りに同じ。					0.09～0.11	－	

（注）1　必要な場合に行う研磨ずりは、下塗り2回目及び中塗りの後とする。
2　変性エポキシプライマーの、主剤と硬化剤の配合比は製造所の仕様による。
3　下塗り材の工程間隔期間の上限は、7日以内とする。
4　JPMS28は、日本塗料工業会規格である。

- 1 適用範囲
本項は、弱溶剤系2液形ポリウレタンエナメルを用いて、屋外の鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面及び雨樋等硬質塩化ビニル樹脂面を塗装する工事に適用する。
- 2 塗り工程及び塗付け量等
鉄鋼面、亜鉛めっき面及び硬質塩化ビニル樹脂面の塗り工程は8.2.7表、塗付け量等は8.2.8表から8.2.11表により、種別は特記による。

8.2.7表　S-LS-2UE、V-LS-2UEの工程
（鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面及び硬質塩化ビニル樹脂面）

工　程	種　別（○印は、適用する工程）					
	S-LS-2UE -A	S-LS-2UE -B	S-LS-2UE -C-1	S-LS-2UE -C-2	S-LS-2UE -D	S-LS-2UE -E
1　下地処理 （8.2.1表）	2 種 ケレン	3 種 ケレン				4 種 ケレン
2　下塗り1回目 （錆止め塗料塗り）	○	○	タッチ アップ	タッチ アップ	タッチ アップ	－
3　下塗り2回目 （同上）	○	－	－	－	－	－
4　中塗り	○	○	○	タッチ アップ	－	○
5　上塗り	○	○	○	○	○	○

工　程	種　別（○印は、適用する工程）					
	V-LS-2UE -A	V-LS-2UE -B				
1　下地処理 （8.2.1表）	3 種 ケレン	4 種 ケレン				
2　下塗り1回目 （錆止め塗料塗り）	－	－				
3　下塗り2回目 （同上）	－	－				
4　中塗り	○	○				
5　上塗り	○	○				

	宮城県住宅供給公社	一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日			保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工 事 名 称	全 業	図面 No	
			R7. 10						都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事			1 8
									図 面 名 称			
									特記仕様書－6			
									Scale	A－0 6		

8章
塗装工事
2節 鉄鋼面及び
垂鉛めっき
鋼面塗装

8. 2. 8表　S-LS-2UE-A の塗付け量等（鉄鋼面）

工　程	塗料その他		希釈剤	塗付け量 (kg/m ²)	工程間 隔時間
	規格 番号	塗料名称			
下塗り1回目 (錆止め塗 料塗り)	JIS K 5552	ジンクリッチプライマー 2 種	専用シン ナー	0. 14	16時間 以上
下塗り2回目 (錆止め塗 料塗り)	JIS K 5551	構造物用さび止めペイントA種	専用シン ナー	0. 14	16時間 以上
中塗り	JIS K 5659 A種中塗	鋼構造物用耐候性塗料	塗料用シ ンナー	0. 14	16時間 以上
上塗り	JIS K 5659 A種上塗	鋼構造物用耐候性塗料	塗料用シ ンナー	0. 09 ～0. 11	16時間 以上

(注) 1 必要な場合に行う研磨ずりは、下塗り1回目及び下塗り2回目の後とする。
2 下塗り材の工程間隔期間の上限は、7日以内とする。

8. 2. 9表　S-LS-2UE-A 以外の塗付け量等（鉄鋼面）

工　程	塗料その他		希釈剤	塗付け量 (kg/m ²)	工程間 隔時間
	規格 番号	塗料名称			
下塗り1回目 (錆止め塗 料塗り)	JASS18 M109	変性エポキシ樹脂プライマー および弱溶剤系変性エポキシ 樹脂プライマー	専用シン ナー	0. 14	16時間 以上
中塗り	JIS K 5659 A種中塗	鋼構造物用耐候性塗料	塗料用シ ンナー	0. 14	16時間 以上
上塗り	JIS K 5659 A種上塗	鋼構造物用耐候性塗料	塗料用シ ンナー	0. 09 ～0. 11	16時間 以上

(注) 1 必要な場合に行う研磨ずりは、下塗り1回目の後とする。
2 変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマーの、
取材と硬化剤の配合比は各製造所の仕様による。
3 下塗り材の工程間隔期間の上限は、7日以内とする。

8. 2. 10表　S-LS-2UE の塗付け量等（垂鉛めっき面）

工　程	塗料その他		希釈剤	塗付け量 (kg/m ²)	工程間 隔時間
	規格 番号	塗料名称			
下塗り1回目 (錆止め塗 料塗り)	JASS18 M109	変性エポキシ樹脂プライマー および弱溶剤系変性エポキシ 樹脂プライマー	専用シン ナー	0. 14	16時間 以上
下塗り2回目 (錆止め塗 料塗り)	下塗り1回目に同じ。				
中塗り	JIS K 5659 A種中塗	鋼構造物用耐候性塗料	塗料用シ ンナー	0. 14	16時間 以上
上塗り	JIS K 5659 A種上塗	鋼構造物用耐候性塗料	塗料用シ ンナー	0. 09 ～0. 11	16時間 以上

(注) 1 必要な場合に行う研磨ずりは、下塗り1回目及び下塗り2回目の後とする。
2 変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマーの、
取材と硬化剤の配合比は各製造所の仕様による。
3 下塗り材の工程間隔期間の上限は、7日以内とする。

1 適用範囲
本項は、錆止め兼用ウレタン樹脂ペイントを用いて、屋外又は屋内の鉄鋼面及び
垂鉛めっき鋼面を塗装する工事に適用する。

2 材料
(1) 材料は、「機材及び工法の品質判定基準」による。
(2) 沿岸部等において、上塗りに先立ち下塗りとして錆止め塗料を塗る場合
の適用は特記による。なお、錆止め塗料は、S-UEと同一製造所の製品と
し、製造所の仕様による。

3 塗り工程及び塗付け量等
塗り工程は8. 2. 12表、塗付け量等は8. 2. 13表及び8. 2. 14表により、種別は特
記による。

8. 2. 12表　S-UE の工程（鉄鋼面及び垂鉛めっき鋼面）

工　程	種　別（○印は、適用する工程）			
	S-UE-B-1	S-UE-B-2	S-UE-C-1	S-UE-C-2
1 下地処理 (8. 2. 1表)	3 種 ケレン			4 種 ケレン
2 上塗り1回目	○	タッチ アップ	○	－
3 上塗り2回目	○	○	○	○

8. 2. 13表　S-UE の塗付け量等（鉄鋼面）

工　程	塗料その他	希釈剤	希釈率 (%)	塗付け量 (kg/m ²)	工程間 隔時間
上塗り1回目	錆止め兼用ウレタン樹脂 ペイント	塗料用 シンナー	0～15	0. 10 ～0. 16	4時間 以上
上塗り2回目	上塗り1回目に同じ。				－

(注) 1 錆による旧塗膜の劣化等が著しい場合は十分ケレンを行い、下地調整（ケ
レン後の処理）は製造所の仕様による。
2 焼付け塗装面は研磨紙を用い、十分に目荒らしをする。

8. 2. 14表　S-UE の塗付け量等（垂鉛めっき鋼面）

工　程	塗料その他	希釈剤	希釈率 (%)	塗付け量 (kg/m ²)	工程間 隔時間
上塗り1回目	変成エポキシ樹脂プライマ ーおよび弱溶剤系変性エポ キシ樹脂プライマー	専用 シンナー	0～10	0. 14 ～0. 18	16時間 以上
上塗り2回目	錆止め兼用ウレタン樹脂 ペイント	塗料用 シンナー	0～15	0. 10 ～0. 16	－

(注) 変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変成エポキシ樹脂プライマーの主剤
と硬化剤の配合比は各製造所の仕様による。

1 適用範囲
本項は、つや有合成樹脂エマルジョンペイントを用いて、屋内の鉄鋼面を塗装する
工事に適用する。

2 塗り工程及び塗付け量等
塗り工程は8. 2. 15表、塗付け量等は8. 2. 16表により、種別は特記による。

8. 2. 15表　S-EP-G の工程（鉄鋼面）

工　程	種　別（○印は、適用する工程）					
	S-EP-G-A	S-EP-G-B	S-EP-G -C-1	S-EP-G -C-2	S-EP-G-D	S-EP-G-E
1 下地処理 (8. 2. 1表)	2 種 ケレン	3 種 ケレン				4 種 ケレン
2 下塗り1回目 (錆止め塗料塗り)	○	○	タッチ アップ	タッチ アップ	タッチ アップ	－
3 下塗り2回目 (同上)	○	－	－	－	－	－
4 上塗り1回目	○	○	○	タッチ アップ	－	－
5 上塗り2回目	○	○	○	○	○	○

8. 2. 16表　S-EP-G の塗付け量等（鉄鋼面）

工 程	塗料その他			希 釈 剤	希 釈 率 (%)	塗付け量 (kg/m ²)	工程間 隔時間
	規格 番号	塗料名称	種別				
下塗り1回目 (錆止め塗 料塗り)	JASS18 M111	水系さび止め ペイント	－	水	0～10	0.11 以上	4時間 以上
	JIS K 5674	鉛・クロムフリー さび止めペイント	2種		0～5	0.11 以上	24時間 以上
下塗り2回目 (錆止め塗 料塗り)	下塗り1回目に同じ。						
上塗り1回目	JIS K 5660	つや有合成樹脂エマル ジョンペイント		水	0～10	0.10 ～0.13	5時間 以上
上塗り2回目	上塗り1回目に同じ。						－

8. 2. 6
つや有合成樹脂エマル
ジョンペイント塗り
(S-EP-G)

宮城県住宅供給公社

一級建築士事務所

登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

電話 022-264-0605
FAX 022-262-0339

設計年月日

R7. 10

保全課長



課長補佐
(総括担当)



設計者



工 事 名 称

都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事

図 面 名 称

Scale

特記仕様書－7

全 葉

1 8

図面 No

A－0 7

8 章
塗装工事
3 節 木部及び合板面塗装

8.3.1
木部及び合板面の
下地処理

木部及び合板面のケレン種別は、8.3.1表により、適用は特記による。

8.3.1表 木部及び合板面のケレン種別

ケレン種別		工程	処理方法
3種ケレン	1	塗膜落とし、汚れ及び付着物の除去	素地を傷付けないように全面にわたり研磨紙等を用いて脆弱な塗膜、汚れ及び付着物は除去し、活膜は残す。油類は溶剤ぶきとする。
	2	研磨ずり	逆目、けば等は研磨ずりとする。
	3	ひび割れ穴等の処理	ひび割れ、穴、隙間等はオイルパテ又は合成樹脂エマルションパテ（耐水形）を用いて平滑にする。
	4	研磨ずり	3により処理したパテ面等は研磨ずりとする。
4種ケレン	汚れ、粉化物、付着物の除		全面にわたりブラシ、研磨紙等を用いて処理し、汚れ、粉化物、付着物を除去する。油類は溶剤ぶきとする。

(注) 1 透明塗料塗りの場合は3種ケレンの工程3を省略する。
2 木部のあくが著しい場合で、合成樹脂系溶剤系シーラーを使用する場合は、監督員と協議する。

8.3.4
つや有合成樹脂エマル
ションペイント塗り
(W-EP-G)

1 適用範囲
本項は、つや有合成樹脂エマルションペイントを用いて、屋内の木部等を塗装する
工事に適用する。
2 塗り工程及び塗付け量等
塗り工程は8.3.6表、塗付け量等は8.3.7表により、種別は特記による。

8.3.6表 W-EP-G の工程

工 程		種 別（○印は、適用する工程）		
		W-EP-G-B	W-EP-G-C	W-EP-G-D
1	下地処理 (8.3.1表)	3種ケレン		4種ケレン
2	素地押え	○	○	—
3	上塗り1回目	○	—	—
4	上塗り2回目	○	○	○

(注) パテかいを必要とする場合、合成樹脂エマルションパテ（JIS K 5669）の耐水形薄付け用を用いる。

8.3.7表 W-EP-G の塗付け量等

工 程	塗料その他		希釈剤	希釈率 (%)	塗付け量 (kg/m ²)	工程間 隔時間
	規格番号	塗料名称				
素地押え	合成樹脂エマルション シーラー		水	0～20	0.10 ～0.13	4時間 以上
上塗り1回目	JIS K 5660	つや有合成樹脂エマル ションペイント塗 り	水	0～10	0.10 ～0.13	5時間 以上
上塗り2回目	上塗り1回目に同じ。					

宮城県住宅供給公社 一級建築士事務所

登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

電話 022-264-0605
FAX 022-262-0339

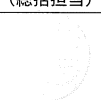
設計年月日

R7. 10

保全課長



課長補佐
(総括担当)



設計者



工 事 名 称

都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事

図 面 名 称

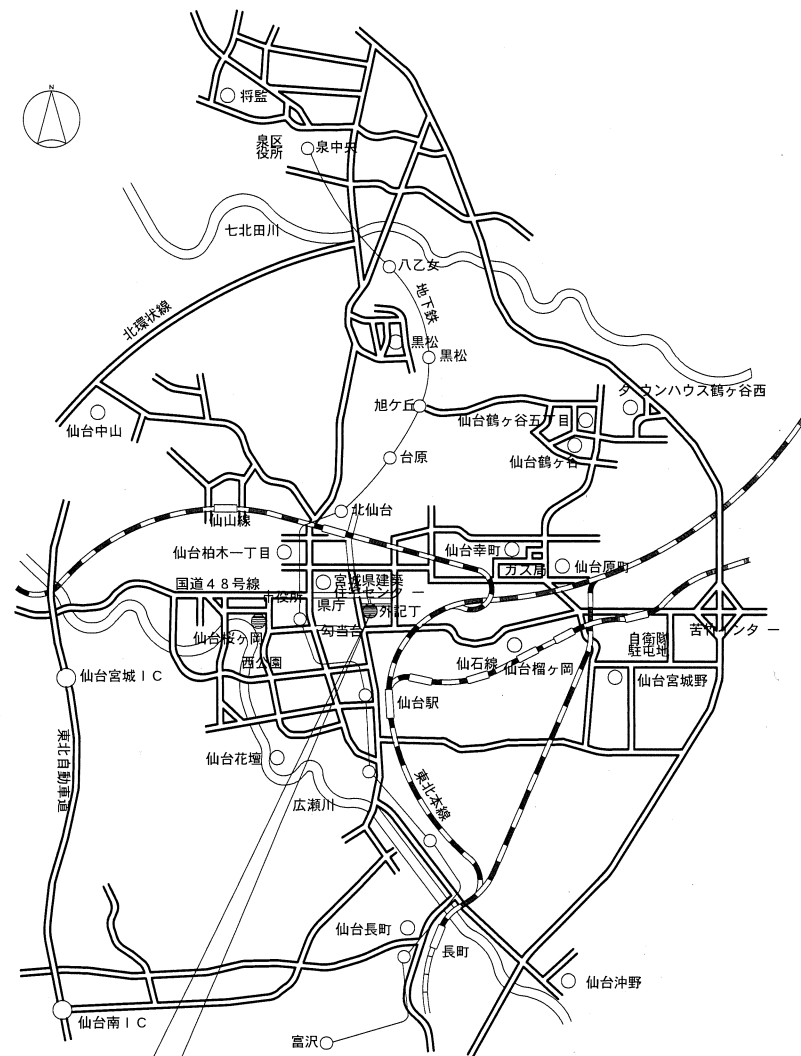
特記仕様書-8

全 葉

18

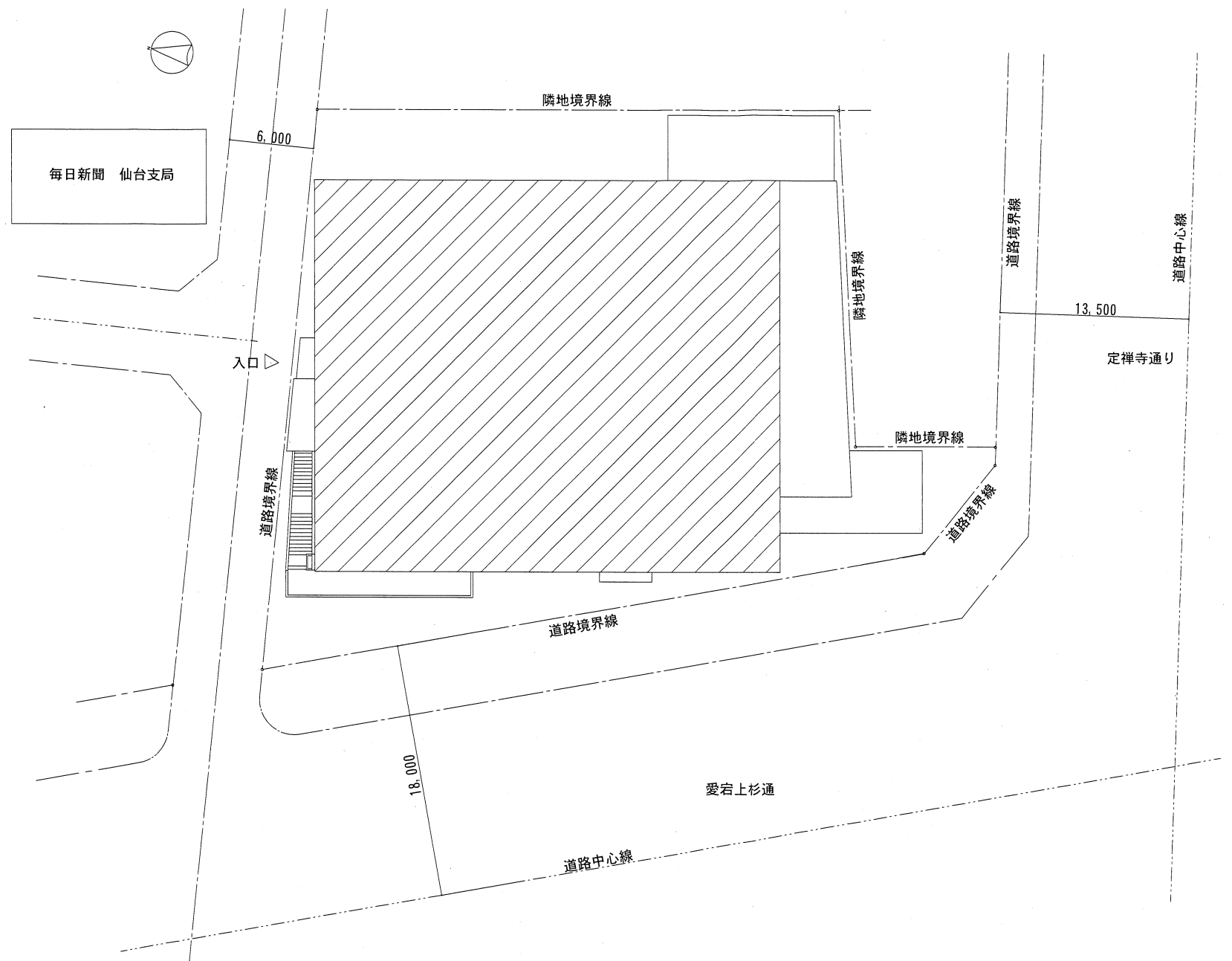
図面 No

A-08



仙台北外記丁(市)住宅 仙台市青葉区錦町一丁目3番9地内

案内図



配置図

宮城県住宅供給公社 一級建築士事務所

登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

1級建築士第329434号 早坂 実

電話 022-264-0605
FAX 022-262-0339

設計年月日

R7. 10

保全課長

課長補佐
(総括担当)

設計者

工事名称

都市機構仙台北外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事

図面名称

案内図・配置図

Scale

全葉

18

図面 No

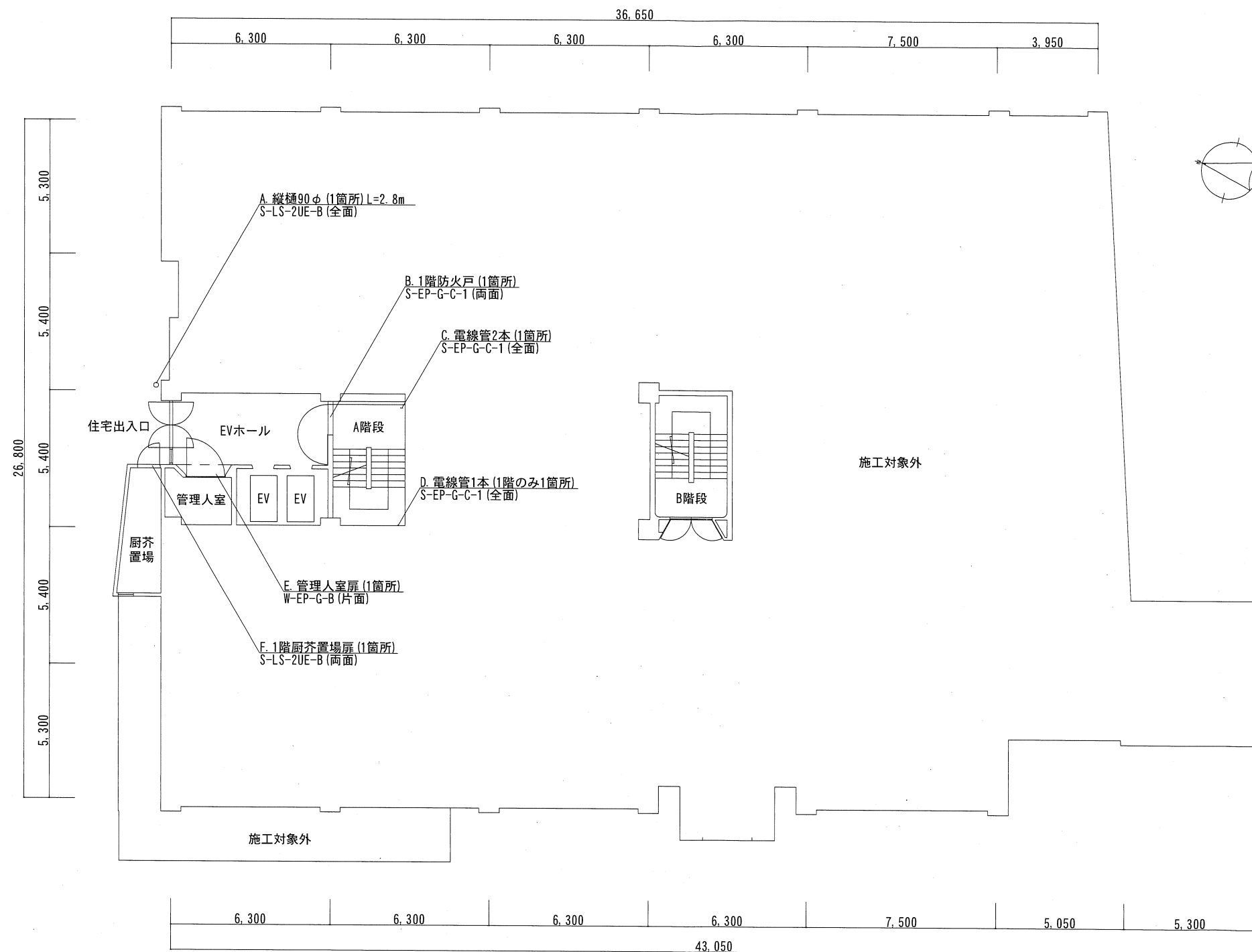
A-09

塗装箇所一覧表

※特記なき箇所は両面または全面塗りとし扉は枠を含むものとする。また参考塗装面積は見付面積（細幅部は全長）とする。

記 号	塗 装 箇 所	内 訳	室 名	階 数	数 量	塗 装 仕 様	(参考塗面積)	備 考
A	縦樋	90φ	住宅出入口前	1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	2. 8㎡	
B	1階防火戸	W1, 100×H2, 130	EVホール	1 階	1箇所	S-EP-G-C-1	4. 7㎡	
C	電線管2本	20φ×2本	A階段	1～1 1 階	11箇所	S-EP-G-C-1	54. 9㎡	床面～天井面まで
D	電線管1本	20φ×1本	A階段	1 階	1箇所	S-EP-G-C-1	3. 5㎡	床面～天井面まで
E	管理人室扉	W1, 100×H900	EVホール	1 階	1箇所	W-EP-G-B	1. 0㎡	片面塗り
F	1階厨芥置場扉	W1, 000×H1, 950	住宅出入口前	1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	3. 9㎡	
G	電気設備盤2段	W600×D250×H900+W500×D200×H300	A階段	4～1 1 階	8箇所	S-EP-G-C-1	14. 1㎡	
H	鋼製窓格子	W450×H600	共用廊下	4～1 1 階	202箇所	S-EP-G-C-1	109㎡	図A-17「各部詳細図」参照
I	メーカBOX扉A	W660×H1, 750	共用廊下	4～1 1 階	48箇所	S-EP-G-C-1	55. 4㎡	
J	TV機器収納箱	W400×D120×H400	共用廊下	7・1 1 階	10箇所	S-EP-G-C-1	1. 6㎡	設置高さFL+2, 400
K	TV端子盤扉	W430×H430	共用廊下	4～1 1 階	48箇所	S-EP-G-C-1	8. 9㎡	片面塗り
L	鋼製ガリ	W1, 200×H950	共用廊下	4～1 1 階	16箇所	S-EP-G-C-1	18. 2㎡	片面塗り
M	鋼製手摺	W50×H50×L4, 500+25φL250×3本	共用廊下	4～1 1 階	8箇所	S-EP-G-C-1	42. 0㎡	図A-17「各部詳細図」参照
N	排水管（天井吊）	80φ, 120φ	EVホール	1 0 階	1箇所	S-EP-G-C-1	5. 6㎡	設置高さFL+2, 400～2, 700
O	ホース収納箱	W900×D220×H1, 100	EVホール	1 1 階	2箇所	S-EP-G-C-1	3. 3㎡	
P	消火設備収納箱	W400×D450×H800	EVホール	4～1 0 階	7箇所	S-EP-G-C-1	8. 5㎡	
Q	防火戸	W1, 250×H1, 930	EVホール	4～1 1 階	8箇所	S-EP-G-C-1	38. 6㎡	
R	木製物置扉（幕板共）	W1, 050×H2, 270	物置	4～1 1 階	152箇所	W-EP-G-B	362㎡	片面塗り（ガリ部W930×H250は施工対象外）
S	物置出入口鋼製引戸	W2, 070×H1, 940	共用廊下	4～1 1 階	30箇所	S-EP-G-C-1	241㎡	引込枠含
T	物置室点検口扉	W620×H570	物置	4～1 1 階	8箇所	S-EP-G-C-1	2. 8㎡	片面塗り
U	換気孔ガリ扉	W1, 240×H1, 880	共用廊下	4～1 1 階	24箇所	S-EP-G-C-1	56. 0㎡	片面塗り
V	メーカBOX扉B	W620×H570	共用廊下	4～1 1 階	53箇所	S-EP-G-C-1	18. 7㎡	片面塗り
W	玄関扉	W880×H1, 850	共用廊下	4～1 1 階	149箇所	S-EP-G-C-1	242㎡	片面塗り※施工前に居住者へ意向確認を行うこと。
X	B階段扉（鍵BOX共）	W1, 250×H1, 930	共用廊下	4～1 1 階	8箇所	S-EP-G-C-1	19. 6㎡	片面塗り（鍵BOX W180×H180 片面塗り）
Y	人通口扉	W680×H680	共用廊下	5～7 階	3箇所	S-EP-G-C-1	1. 4㎡	片面塗り
Z	厨芥置場点検口扉	W620×H1, 750 ※奇数階はH570	厨芥置場	4～1 1 階	8箇所	S-EP-G-C-1	5. 8㎡	片面塗り
a	鋼製ダクト	W260×D160×L650	厨芥置場	4～1 0 階	7箇所	S-EP-G-C-1	3. 8㎡	設置高さFL+2, 400～2, 700
b	厨芥置場扉	W860×H1, 930	厨芥置場	4～1 1 階	16箇所	S-EP-G-C-1	53. 1㎡	
c	丸環金物	20φ, L400 + 取付金物16φ, L240	屋上	屋上 1 階	20箇所	S-LS-2UE-B	12. 8㎡	
d	鋼製物干 (H=1, 650)	支柱50φ、繋ぎ材50φ	屋上	屋上 1 階	2台	S-LS-2UE-B	146㎡	図A-17「各部詳細図」参照
e	縦排水管	85φ1本, 110φ2本	屋上	屋上 1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	8. 0㎡	塗装範囲はFL～FL+2, 650（出入口底上端）
f	鋼製柵（H=1, 300）	支柱40φ、格子16φφ120	屋上	屋上 1 階	119㎡	S-LS-2UE-B	309㎡	図A-17「各部詳細図」参照
g	排気口Aガリ	W2, 450・800×H230×各2枚	屋上	屋上 1 階	6箇所	S-LS-2UE-B	9. 0㎡	片面塗り 図A-17「各部詳細図」参照
h	排気口Bガリ	W1, 550・1, 060×H230×各2枚	屋上	屋上 1 階	2箇所	S-LS-2UE-B	2. 4㎡	片面塗り 図A-17「各部詳細図」参照
i	排気口Cガリ	W1, 300・800×H230×各2枚	屋上	屋上 1 階	2箇所	S-LS-2UE-B	1. 9㎡	片面塗り 図A-17「各部詳細図」参照
j	排気口Dガリ	W1, 600・750×H230×各2枚	屋上	屋上 1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	1. 1㎡	片面塗り 図A-17「各部詳細図」参照
k	換気塔ガリ	W5, 000×H660 W200×H200 各2枚	屋上	屋上 1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	6. 7㎡	片面塗り
l	換気塔点検扉	W830×H1, 030	屋上	屋上 1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	0. 9㎡	片面塗り
m	設備用壁面BOX	W750×H1, 150	屋上	屋上 1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	0. 9㎡	片面塗り
n	屋上鋼製扉枠	W1, 800×H2, 000	屋上	屋上 1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	3. 8㎡	
o	屋上縦樋	75φ	屋上	屋上 1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	1. 8㎡	
p	止水栓配管	60φ	屋上	屋上 1 階	1箇所	S-LS-2UE-B	0. 7㎡	
q	階段室扉	W1, 280×H1, 950	EVホール	屋上 1 階	1箇所	S-EP-G-C-1	2. 5㎡	片面塗り
r	屋上鋼製引戸	W1, 950×H2, 050	EVホール	屋上 1 階	1箇所	S-UE-B1	8. 0㎡	
s	スチールサッシ	W1, 230×H950	EVホール	屋上 1 階	2箇所	S-UE-B1	4. 7㎡	

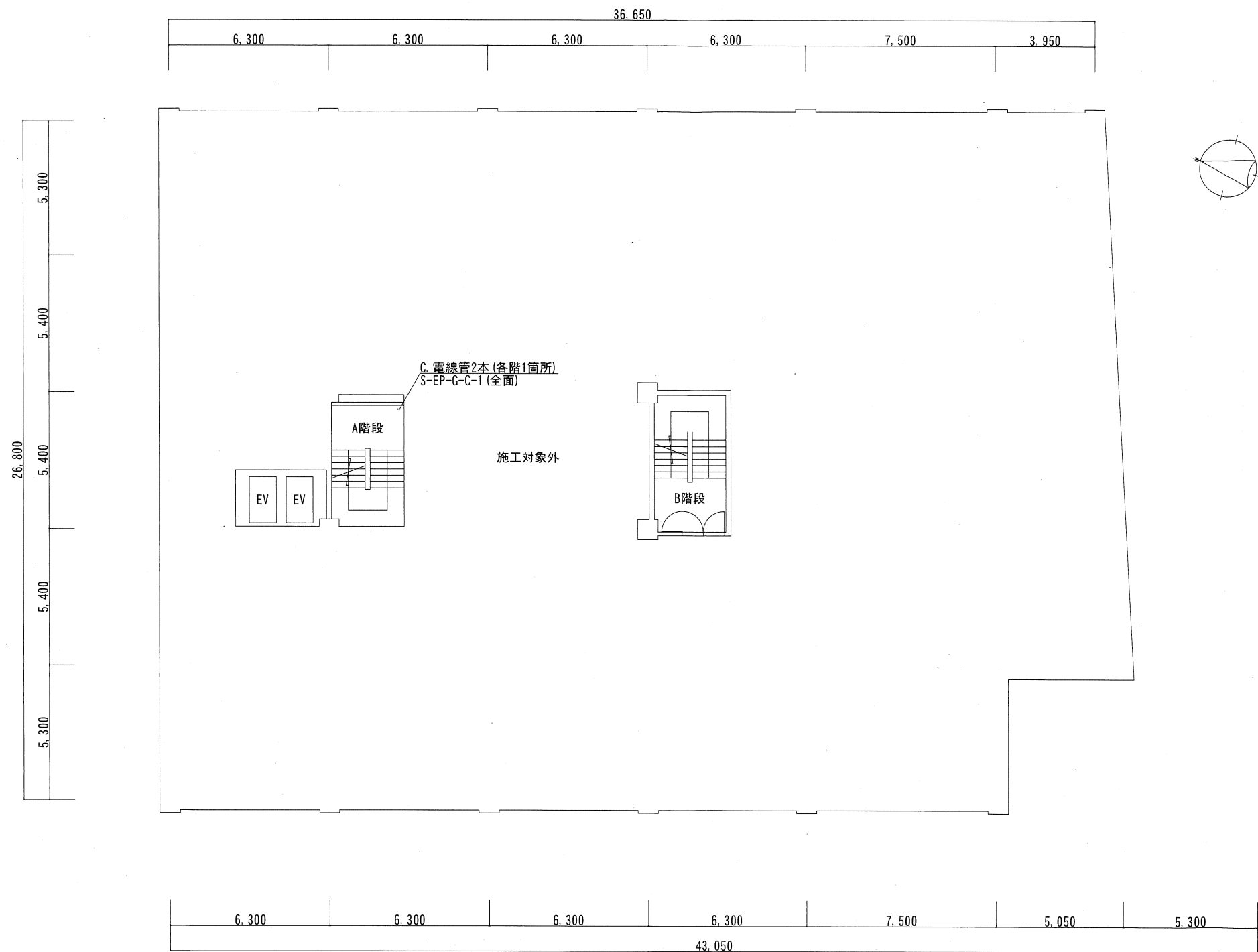
宮城県住宅供給公社	一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 20 号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日 R7. 10	保全課長 	課長補佐 (総務担当) 	設計者 	工 事 名 称 都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	全 葉 18	図面 No A-10
						図 面 名 称 塗装箇所一覧表		



1 階平面図 1/200

※塗装箇所及び仕様はA-10に依る。

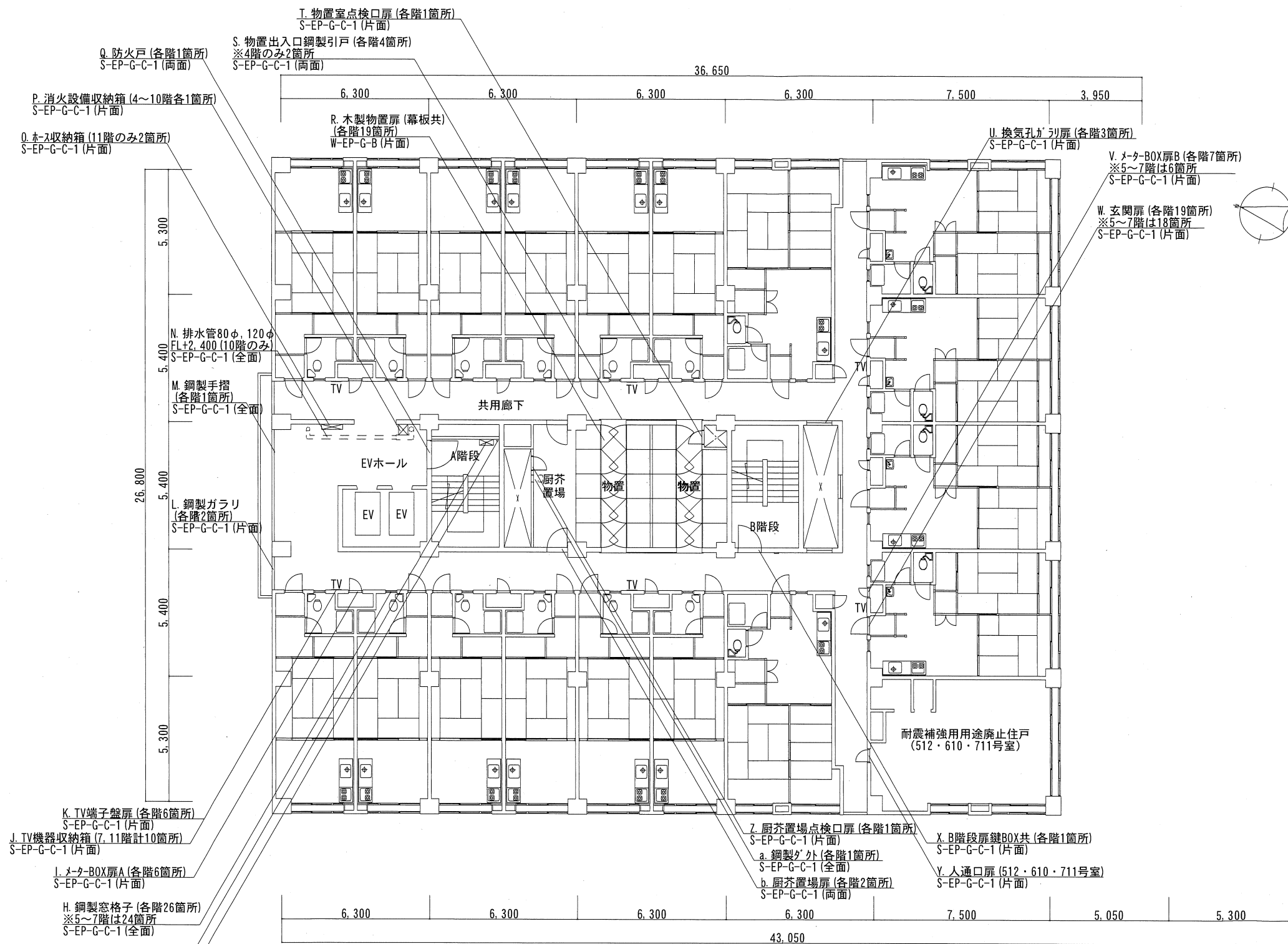
	宮城県住宅供給公社	一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日			保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工 事 名 称	全 葉	図面 No A-11
			R7.10						都市機構仙台北記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	18	
									図 面 名 称 1 階平面図	Scale 1/200	



2～3階平面図 1/200

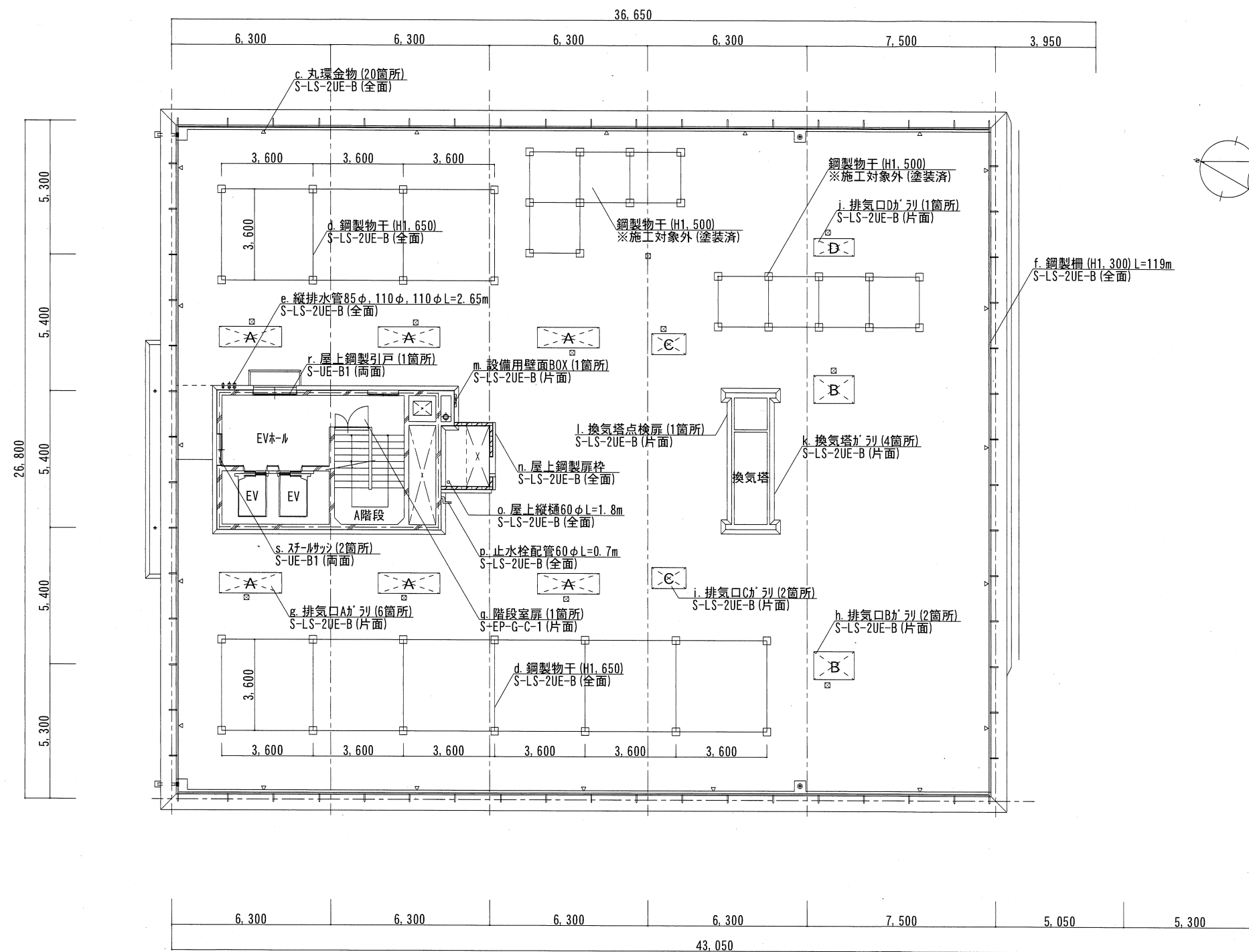
※塗装箇所及び仕様はA-10に依る。

	宮城県住宅供給公社	一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日			保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工事名称	全葉	図面 No
			R7.10						都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	18	A-12
									図面名称 2～3階平面図	Scale 1/200	

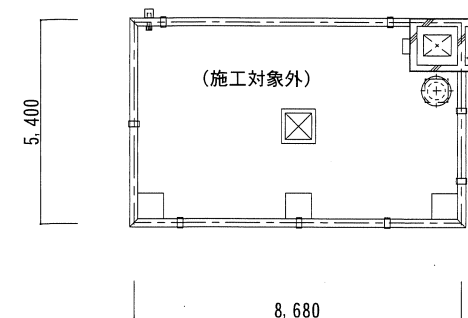


4～11階平面図 1/200
※塗装箇所及び仕様はA-10に依る。

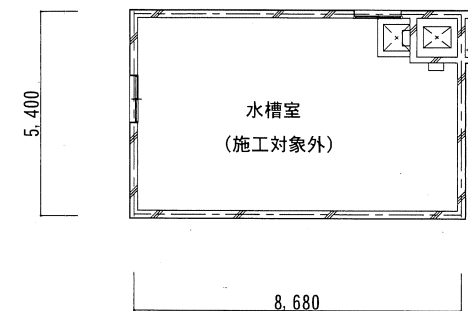
	宮城県住宅供給公社 一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日		保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工事名称	全葉	図面 No
		R7.10					都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	18	A-13
							図面名称 4～11階平面図 Scale 1/200		



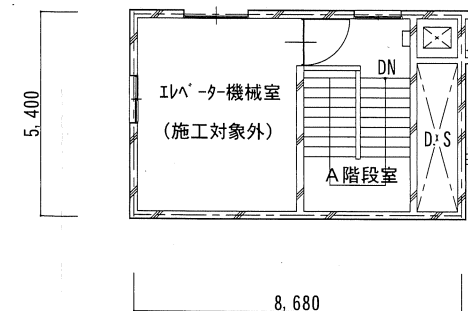
屋上1階平面図 1/200
※塗装箇所及び仕様はA-10に依る。



搭屋屋根平面図 1/200

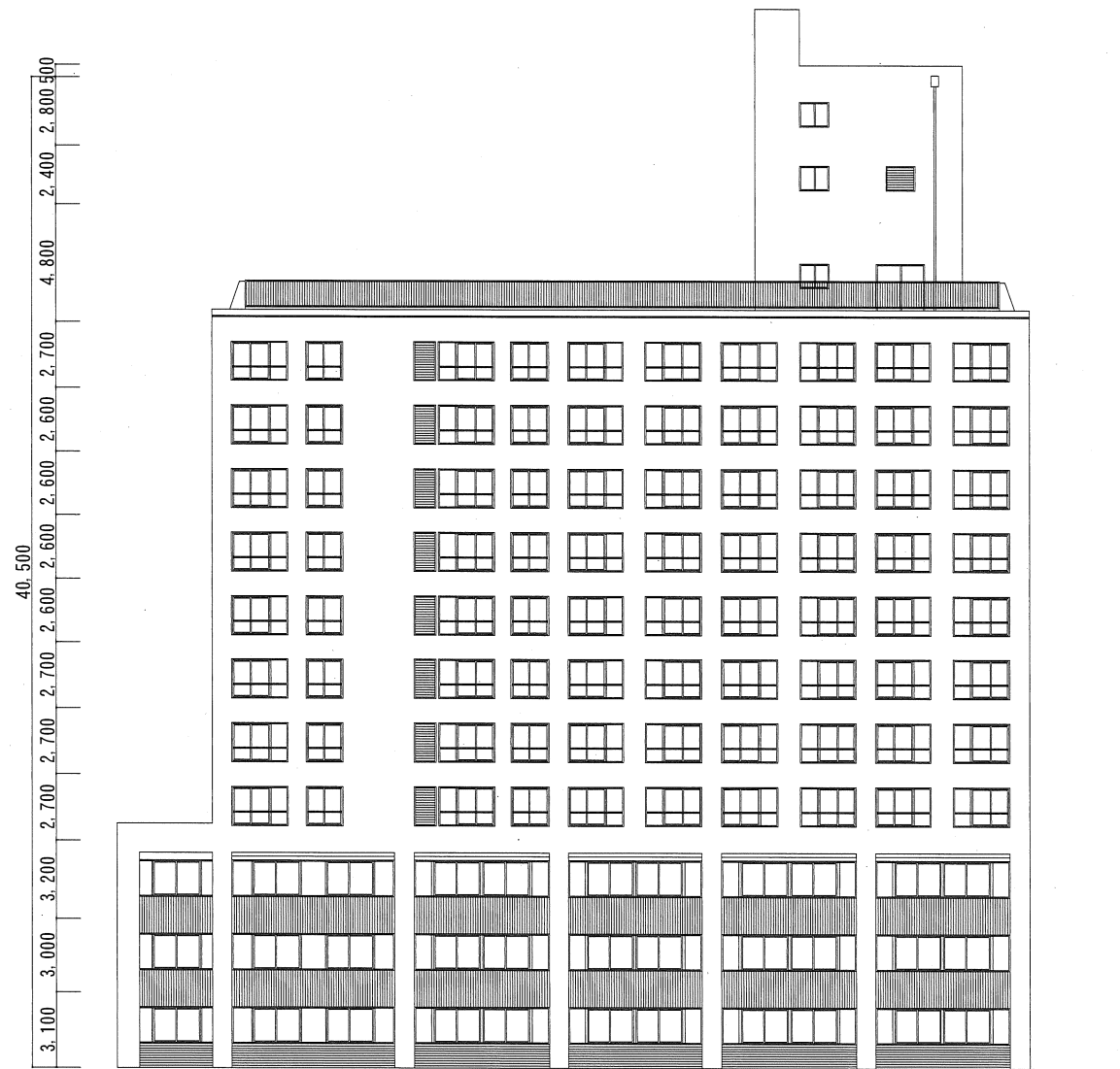


屋上3階平面図 1/200

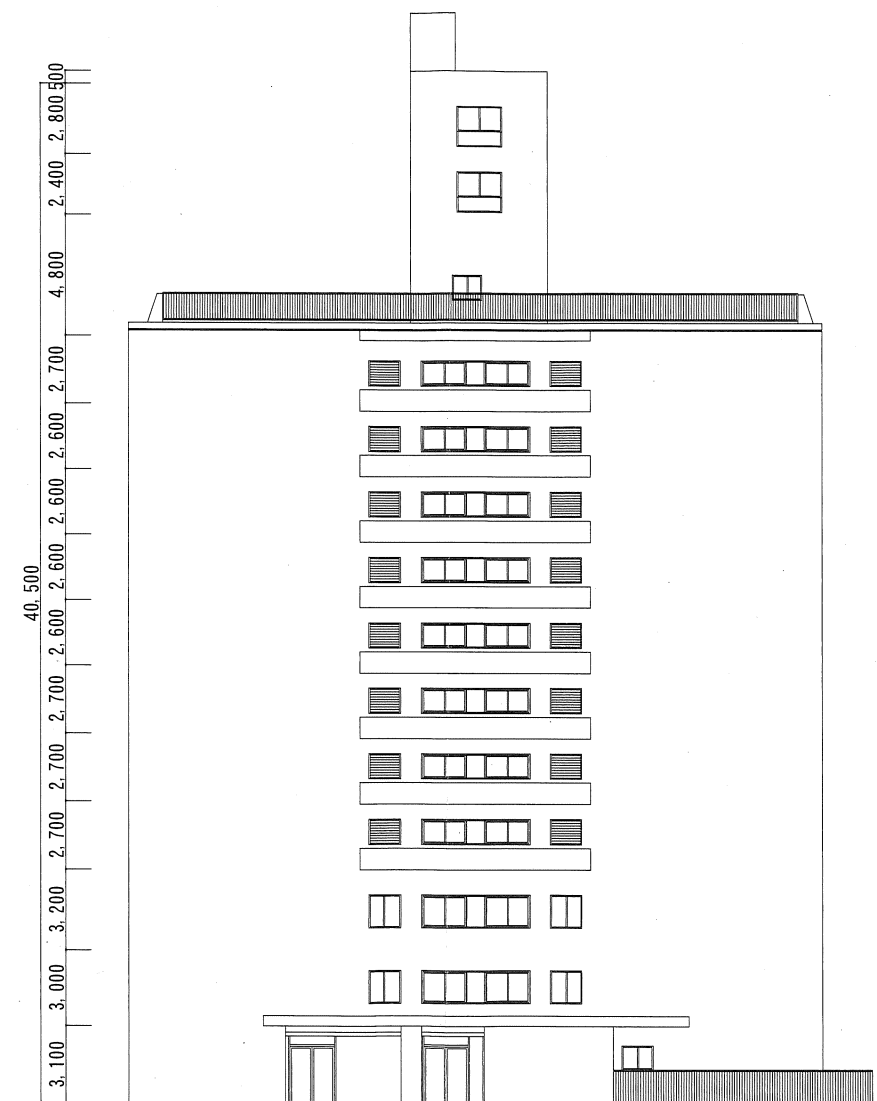


屋上2階平面図 1/200

	宮城県住宅供給公社 一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日		保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工事名称	全葉	図面 No
		R7.10					都市機構仙台台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	18	A-14
							図面名称 屋上平面図 Scale 1/200		



東立面図 1/300

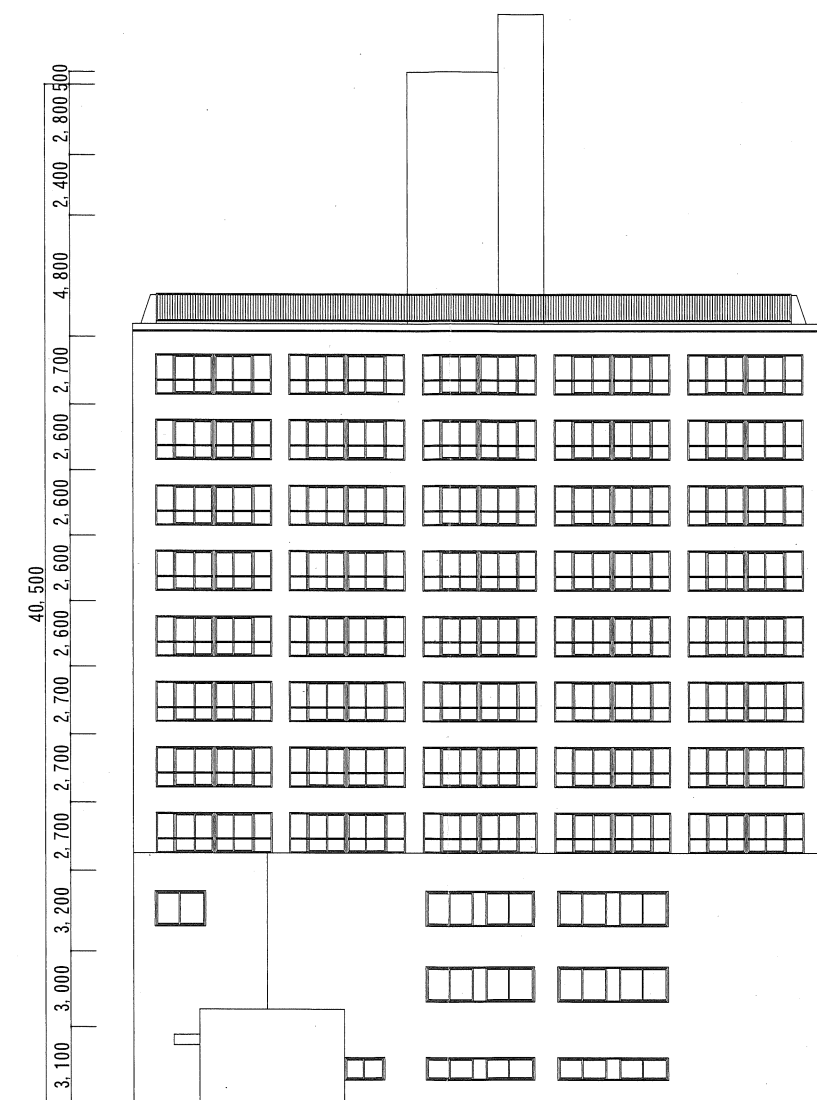


北立面図 1/300

	宮城県住宅供給公社 一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日			保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工 事 名 称	全 葉	図面 No A-15
		R7.10						都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	18	
								図 面 名 称 東・北立面図 Scale 1/300		

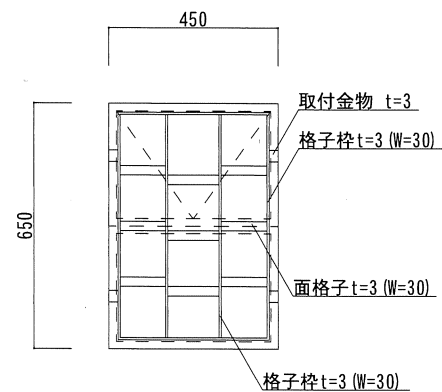


西立面図 1/300

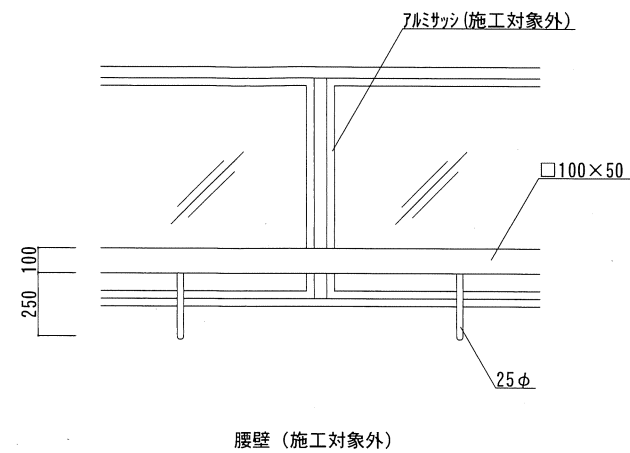


南立面図 1/300

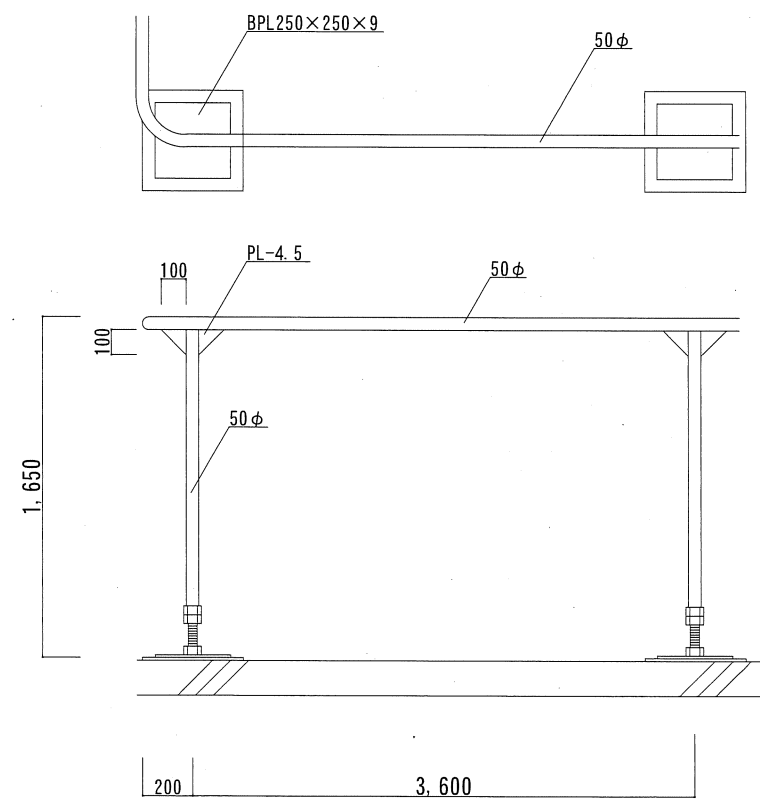
	宮城県住宅供給公社	一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日			保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工事名称	全葉	図面 No
			R7. 10						都市機構仙台北外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	18	A-16
									図面名称 西・南立面図 Scale 1/300		



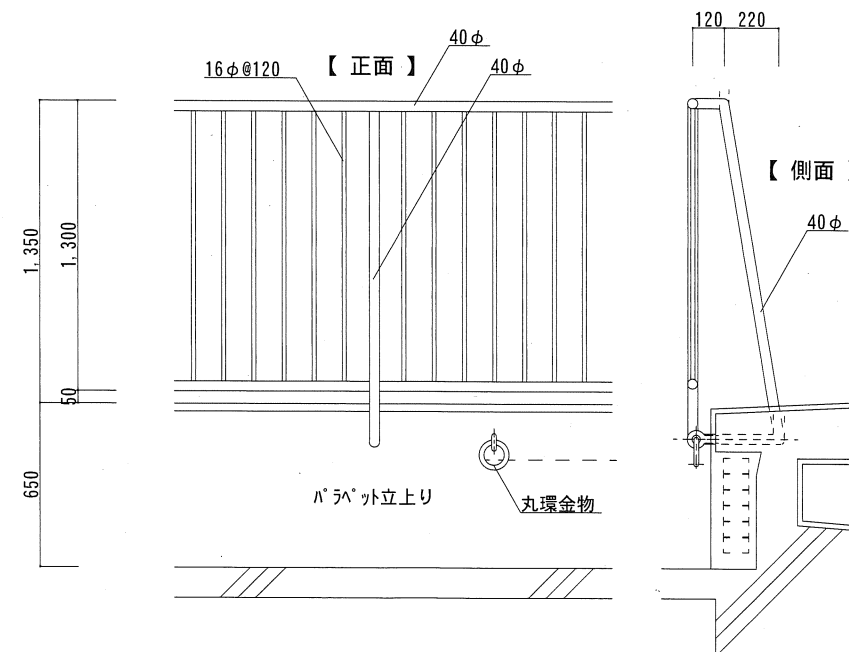
H. 鋼製窓格子詳細図 1/20



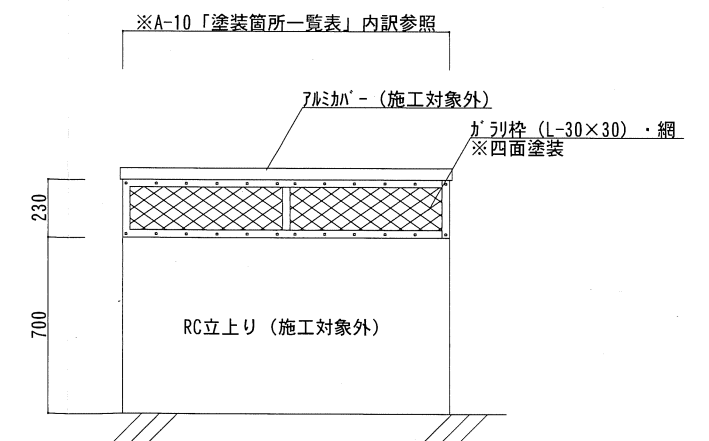
M. 鋼製手摺詳細図 1/30



d. 鋼製物干詳細図 1/30



f. 鋼製柵詳細図 1/30



g・h・i・j 排気口ガラ'リ詳細図 1/30

	宮城県住宅供給公社	一級建築士事務所 登録番号 宮城県知事登録第 25410167 号 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 電話 022-264-0605 FAX 022-262-0339	設計年月日			保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者	工事名称	都市機構仙台外記丁市街地住宅鉄部等塗装工事	全葉	図面 No
			R7. 10						図面名称	各部詳細図	18	A-17
									Scale	1/30, 1/20		